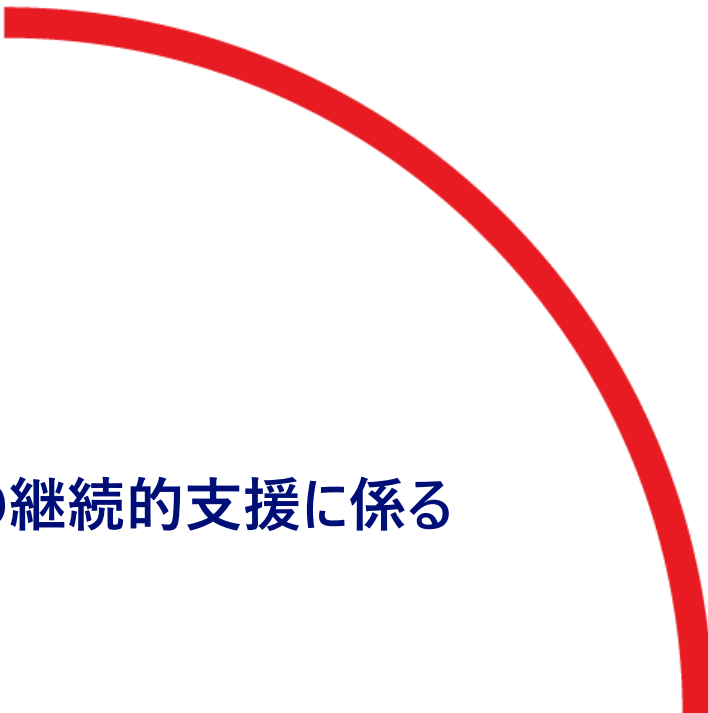




12_尼崎市 | 児童虐待の予防及び発達障害等への継続的支援に係る データ連携の実証

12_尼崎市 | 児童虐待の予防及び発達障害等への継続的支援に係るデータ連携の実証

*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
*保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
*分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にあることを把握するための判定アルゴリズム等を作成する者
*活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

▼自治体の概要

自治体名	尼崎市（兵庫県）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	458,313人（2023年3月時点）		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局名	尼崎市教育委員会事務局 学事企画課・特別支援教育担当 尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センター いくしあ推進課		（庁内） ・教育委員会 特別支援教育担当 ・こども青少年局子どもの育ち支援センターいくしあ推進課	（庁内） ・教育委員会 特別支援教育担当 ・こども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当・いくしあ推進課	（庁内） ・教育委員会 特別支援教育担当 ・こども青少年局子どもの育ち支援センターこども相談支援課	（庁内） ・教育委員会 特別支援教育担当、小学校・中学校・高等学校等 ・こども青少年局 子どもの育ち支援センター（こども教育支援課を含む）

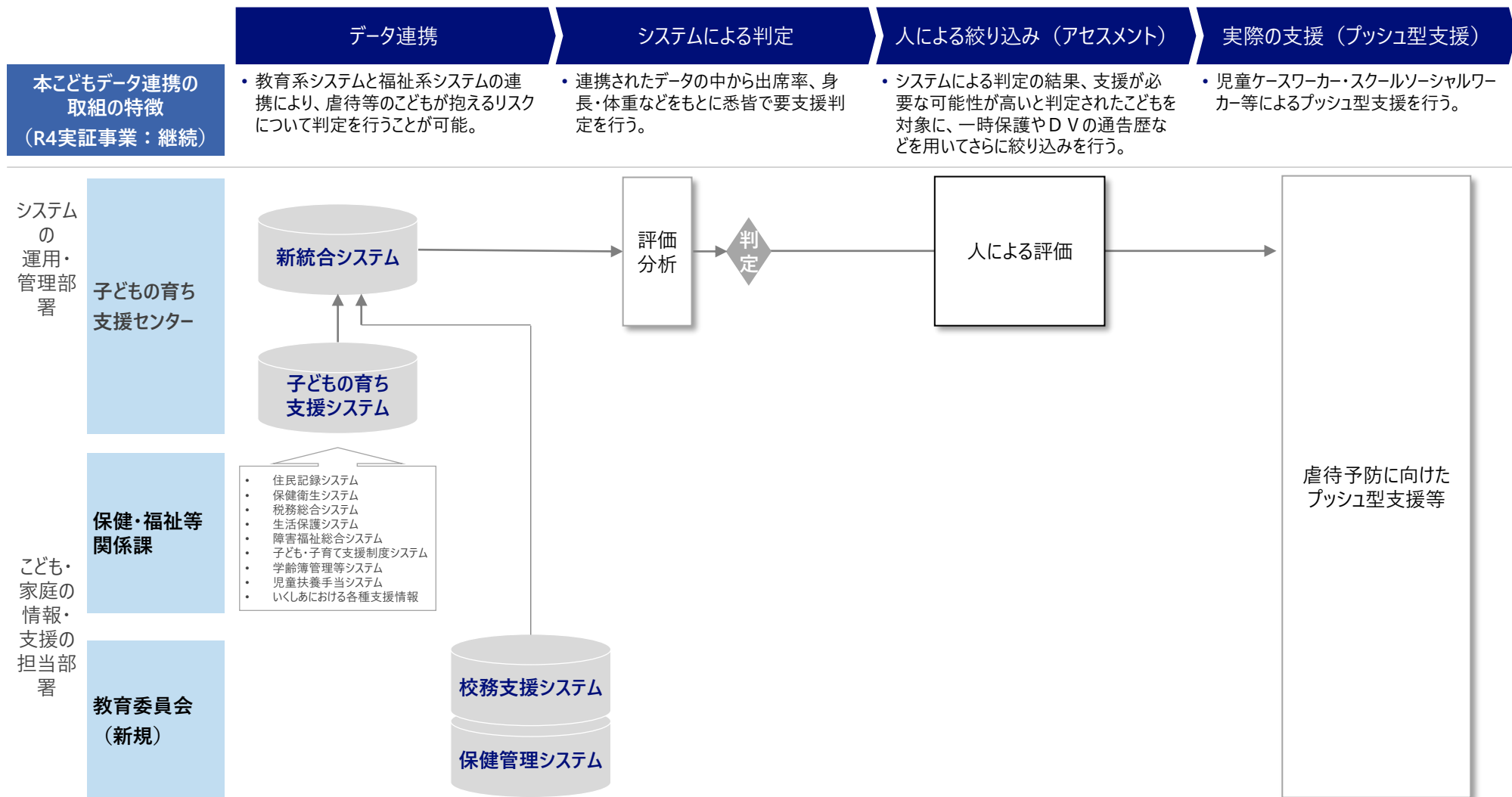
▼本事業の実施概要

背景、目的	背景 - R4年度の実証事業において、教育系システムと福祉系システムのデータ連携により、虐待等の判定を行う新統合システムを構築し、虐待予防を図るためプッシュ型支援に向けた取組を進めている。 - また、発達に課題を抱える児童の早期発見と入学後の適切な支援に向けては、モデル事業として3校を選定し、「児童面接」の結果、支援を要する可能性がある児童を対象に、在籍園から情報収集し、各モデル校に情報提供を行うことで入学後の支援に活用する取組を進めている。
	目的 - 新統合システムで支援が必要な可能性があると判定・評価された児童に対して、プッシュ型支援を行うことで早期発見・早期支援につなげる。 - 小学校入学前から入学以降の一貫した具体的な配慮や相談支援を展開し、対象児の転校や中学校、高等学校等への円滑な支援の引継ぎをも可能とすることで、切れ目のない支援を実現。（縦の連携） - 保健・福祉との連携による個別支援や支援者支援に活用し、発達障害の早期発見・早期支援に向けた教育・保健・福祉が連携した支援を可能とする体制構築を行う（横の連携）ことで、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組をさらに推進させる。
対象とする困難の類型	虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童 発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童
本年度の取組概要	本年度末時点で到達していたい姿（予定） - 支援が必要な子どもや家庭へ、困難な状況が発生する前・重篤化する前にプッシュ型支援を実施できている状態。 - また、発達に課題を抱える子どもに対して、小学校入学前から入学以降の一貫した支援とともに、保健・福祉と連携した支援が行えている状態。 上記に向けて本年度中に実施すること ① 新統合システムにおける判定や人による評価結果の検証とともに、プッシュ型支援に向けた運用及びその効果検証等を実施。 ② 新たに「（仮称）就学前の子ども情報システム」を開発し、就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目の結果をデータ化しながら、発達障害の早期発見に向けて、第一次のリスク評価を行い、在籍園（公立幼稚園・保育所に加え、私立幼稚園・保育園の在籍園も含む）への調査により情報取得し、同システムにより当該調査内容もデータ化を実施。 ③ こうしたデータを活かし、小学校入学前から入学以降の一貫した具体的な配慮や支援に展開。

12_尼崎市 | 児童虐待の予防及び発達障害等への継続的支援に係るデータ連携の実証

▼こどもデータ連携による、支援業務プロセスの概要①

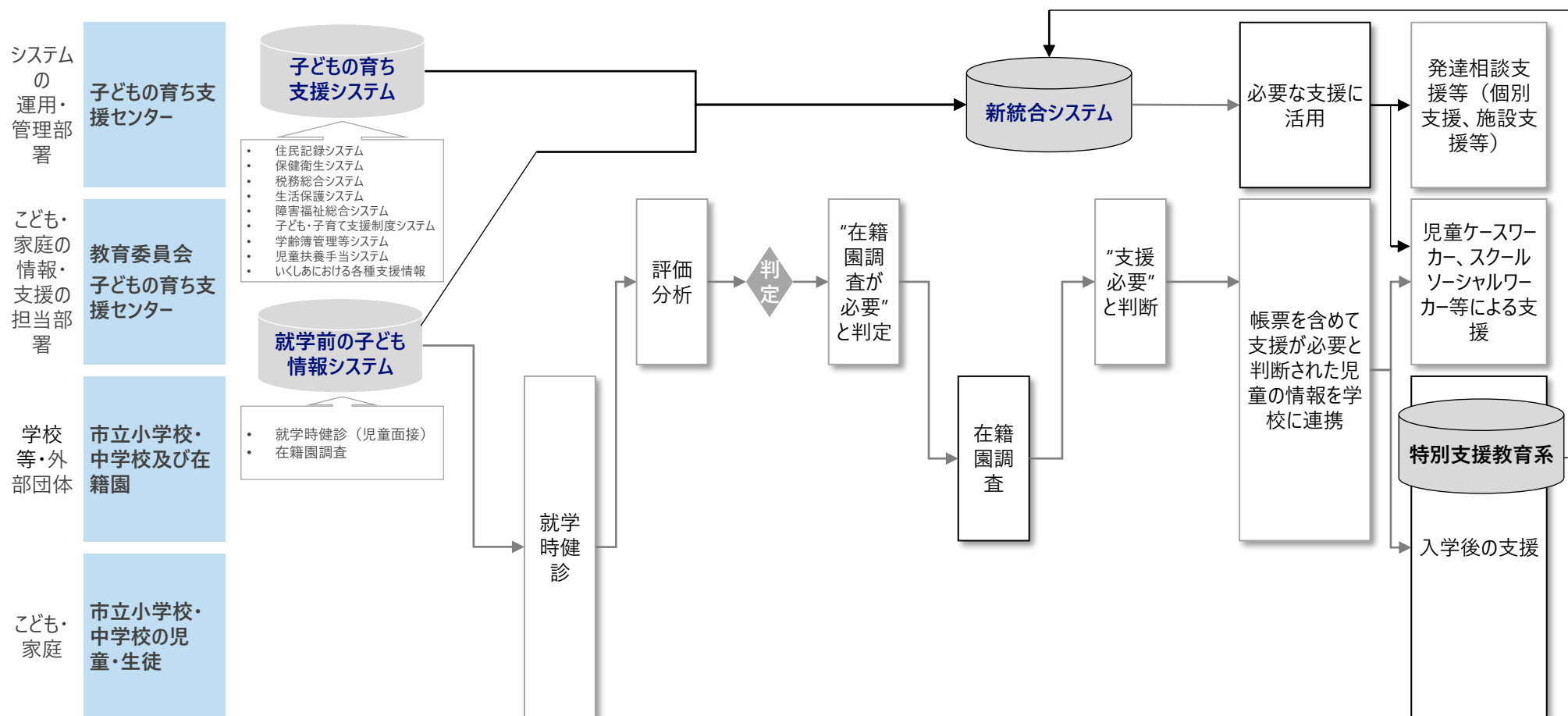
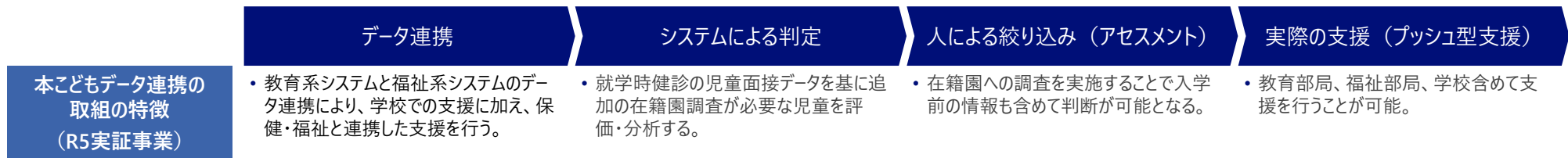
- 教育系システムと福祉系システムの連携により虐待等のこどもが抱えるリスクを判定・評価しプッシュ型支援を行うほか、就学時健診の児童面談結果により、発達に課題を抱えている可能性のある児童を対象に在籍園調査を行うことで、小学校入学以降の一貫した支援や、保健・福祉と連携した支援を行う。（下図は前段の取組）



12_尼崎市 | 児童虐待の予防及び発達障害等への継続的支援に係るデータ連携の実証

▼こどもデータ連携による、支援業務プロセスの概要②

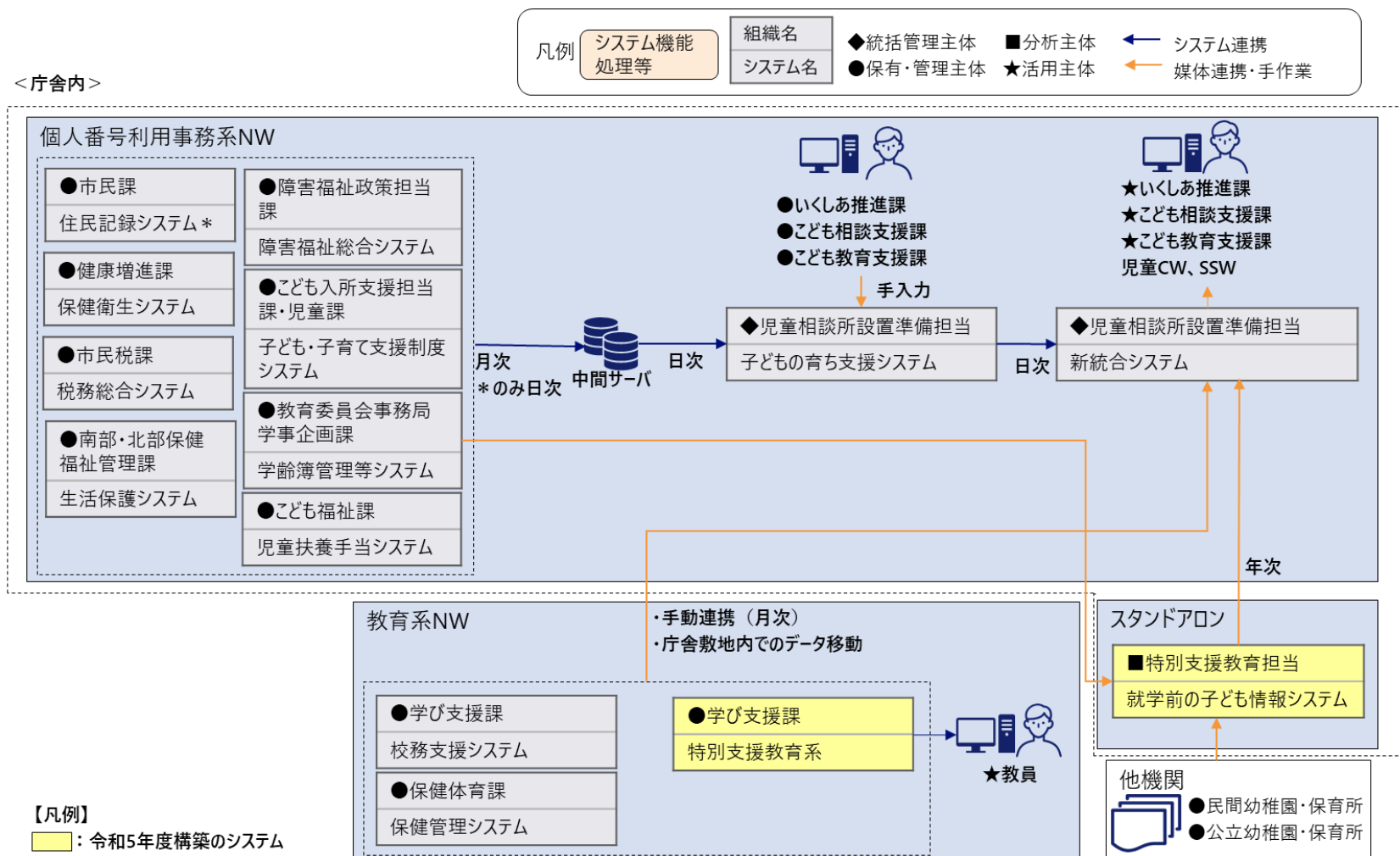
- 教育系システムと福祉系システムの連携により虐待等のこどもが抱えるリスクを判定・評価しプッシュ型支援を行うほか、就学時健診の児童面談結果により、発達に課題を抱えている可能性のある児童を対象に在籍園調査を行うことで、小学校入学以降の一貫した支援や、保健・福祉と連携した支援を行う。（下図は後段の取組）



12_尼崎市 | 児童虐待の予防及び発達障害等への継続的支援に係るデータ連携の実証

▼データ連携方式

- 教育系ネットワークにて特別支援教育系、独自閉域網内に就学前の子ども情報システムを構築。個人番号利用事務系NWにある新統合システムへのデータ連携はCSV連携。
- 特別支援教育系からのデータ連携に関しては、新統合システムにマッチング機能を実装し、統一CD（≒宛名番号）で名寄せをする。



12_尼崎市 | 児童虐待の予防及び発達障害等への継続的支援に係るデータ連携の実証

▼本年度事業の進捗、課題等

	実施方針（本年度中に実施すること）	本年度、実施してきたこと	直面した課題、及び本年度実証における対応策（案）
利用するデータ項目の 選定、及びデータの準備	「（仮称）就学前の子ども情報システム」を構築し、在籍園のデータとの連携を実施する。また同システムのデータを、教育系システムと福祉系システムのデータ連携を行う「新統合システム」にもデータ連携する。	学校、就学前施設への説明	（課題）データ項目によってはシステム上での連携が難しいケースもあった。 →（対応策）アナログな方法（紙ベースでの連携→校務システムへの入力など）での連携も取り入れることにより、データの連携自体は実施。
判定基準*の構築・精査 *支援が必要と考えられる子ども等を データにより抽出するための判定ロジック	就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目の結果をデータ化しながら、発達障害の早期発見に向けて、別途策定予定のスクリーニング基準により、第一次のリスク評価を同システムで行い、在籍園への調査対象者に係る帳票出力を実施。	就学時健診を踏まえて追加の在籍園調査が必要となる場合の評価・分析の基準を検討	（課題）スクリーニング基準を確定するには、データの蓄積が不十分 →（対応策）まずはこれまでのデータに基づき基準を決定し、後年度においても分析しながら精度を高めていく。
個人情報の適正な取扱いに 係る整理 （法的整理、手続き等）	関係機関内での目的外利用するデータについては、改正個人情報保護法第 69 条において、担保されている。また、民間事業者からの情報取得についても、尼崎市子どもの育ち支援条例第 16 条において、担保。	改正個人情報保護法を踏まえて条例においても手当てが必要か検討を実施。	（対応策）検討の結果、法改正に伴う条例改正（第18条削除）時に法的整理がなされており、現状課題はない。
システム*の企画・構築 *自治体によるが、データ連携、システム判定、 判定結果の表示・伝達などを行うシステム	- 小学校入学前から入学以降の一貫した教育現場での支援の実現に向け、就学前の子ども情報システムと特別支援教育系を構築。 - また既存の新統合システムに就学時健診に係るデータ等を取り込み保健・福祉との連携に活用。	事業者とのシステム仕様に関する調整	（課題）システム仕様の調整を事業者と実施中ではあるが、現時点で大きな課題はない。
システムによる判定の実施	市内10校程度の小学校を対象に、就学時健診の児童面接データを基に、在籍園への追加調査が必要な児童を評価・分析する。また、10校程度のうち2校では、OCR対応帳票で実施する。	（未実施）	（未実施）
判定された子ども等を対象とした、 人による絞り込み（アセスメント）、実際の支援の実施	- 在籍園の調査結果を小学校に提供。支援を要する児童を判断し、入学以降の一貫した支援を実施。 - 保健・福祉と連携し、発達相談支援（個別支援、施設支援等）、児童ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等による支援等を実施。	（未実施）	（未実施）

...

以降、取組効果の分析に続く